

静岡県告示第773号

訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月17日

静岡県知事 鈴木康友

改正前		改正後																	
別表		別表																	
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">補助の対象</th><th rowspan="2">補助率（額）</th></tr><tr><th>補助対象経費</th><th>補助基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）</td><td>1箇所当たり <u>4,580千円</u></td><td>(略)</td></tr></tbody></table>		補助の対象		補助率（額）	補助対象経費	補助基準額	訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	1箇所当たり <u>4,580千円</u>	(略)	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">補助の対象</th><th rowspan="2">補助率（額）</th></tr><tr><th>補助対象経費</th><th>補助基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）</td><td>1箇所当たり <u>4,960千円</u></td><td>(略)</td></tr></tbody></table>		補助の対象		補助率（額）	補助対象経費	補助基準額	訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	1箇所当たり <u>4,960千円</u>	(略)
補助の対象		補助率（額）																	
補助対象経費	補助基準額																		
訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	1箇所当たり <u>4,580千円</u>	(略)																	
補助の対象		補助率（額）																	
補助対象経費	補助基準額																		
訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	1箇所当たり <u>4,960千円</u>	(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。